

相模原市橋本駅周辺整備推進事業に係る道路用地取得に伴う代替
地登録制度実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、橋本駅周辺整備推進事業における街路事業の施行に伴う事業用地（以下「道路用地」という。）の取得に際し、道路用地の所有者（以下「道路用地所有者」という。）の代替地の要望に適切に対応し、道路用地の円滑な取得を図るため、代替地登録制度について必要な事項を定めることを目的とする。

（代替地の登録）

第2条 自己の所有する土地を道路用地の代替地として提供することを希望する者（以下「代替地提供者」という。）は、代替地登録申請書（第1号様式）により市長に申請し、登録を受けるものとする。

2 代替地として登録できる土地は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）1区画の面積がおおむね100平方メートル以上であること。
- （2）所有権、所有面積及び境界が明確であること。
- （3）市街化区域にあって、公道等に接しており、おおむね正方形又は長方形の土地であること。
- （4）原則として、所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、土地の譲渡に支障が生じる権利について、当該土地が売買される日までに、設定された権利が抹消される見込みがあると認められるときは、この限りではない。
- （5）原則として、土地に建物や工作物等がない更地であること。ただし、当該土地が売買される日までに、建物や工作物等が除却される等の見込みがあると認められるときは、この限りではない。
- （6）前各号へ掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請することができない。

- （1）代替地提供者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、

同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 代替地提供者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 代替地提供者が、県排除条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 代替地提供者が、市排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は代替地提供者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

4 代替地提供者は、第1項の規定による申請を行うことをもって、今後代替地の情報を市が道路用地所有者に提供することについて、承諾するものとする。

5 市長は、第1項の規定による申請があった土地について、第2項に規定する要件に基づき確認し、代替地として適当と認めるときは、代替地登録通知書(第2号様式)により、代替地提供者へ通知するものとする。

6 市長は、前項の通知を行った後、代替地登録台帳(第3号様式)に代替地の情報を記載して管理し、代替地登録カード(第4号様式)を作成するものとする。

(資料の提供)

第3条 市長は、前条の規定により代替地として登録された土地(以下「登録代替地」)について、現況の把握に努め、代替地を希望する道路用地所有者に対して、必要に応じて登録代替地に関する情報を提供する。

(登録代替地の提供)

第4条 道路用地所有者が登録代替地の取得を希望するときは、登録代替地取得申請書(第5号様式)により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、道路用地所有者及び代替地提供者と調整を行い、当該登録代替地の売買に係る事務を行う。

3 代替地提供者は、当該登録代替地に係る契約を行うに当たり、当該土地に関して宅建業者等と媒介契約を結んでいる場合は、代替地提供者の責任において処理しなければならない。

(登録代替地の取消・変更)

第5条 代替地提供者は、該当の登録代替地について登録の取消又は内容の変更を行うときは、速やかに登録代替地取消・変更申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定によらず、前条の規定により該当の登録代替地を道路用地所有者が取得した場合は、市長は代替地登録台帳から該当の土地情報を削除するものとする。

(登録の有効期限)

第6条 登録の有効期限は、前条に基づく登録の取消の申請がない限り、橋本駅周辺整備推進事業が終了するまでとする。

(秘密の保持)

第7条 この要綱に基づき事務に従事する者及び資料の提供を受けた者は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。